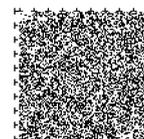


鈴木委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会への意見書
～就労支援施策について～

地域生活支援センタープラザ
一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議
鈴木 卓郎

I：区市町村障害者就労支援事業（区市町村就労支援センター等）について

東京都は、現行の第4期障害福祉計画でも区市町村障害者就労支援事業（区市町村就労支援センター等）の利用による一般就労者数を目標数値として設定しており、都独自の施策として力を入れてきた。区市町村障害者就労支援事業が都内で広がりを見せ、各市区町村に就労支援センターが設置されるなど施策は進んでいる。

一方で、各自治体の就労支援センター等によって実施している支援の内容に違いが大きく、取り組みが統一されていないという問題がある。自治体によっては、就労前の相談を受けない（すでに就労した方への定着支援等のみを実施）ところや、障害種別によって相談を受けない（身体・知的は受けるが精神は受けない）ところが実際にある。また、就労支援センター等の利用登録者は年々増え続けるため、設置から年数の経った就労支援センター等は慢性的な人員不足に陥る傾向がある。

現状の問題点をふまえ、第5期障害福祉計画では以下の点を盛り込んだ計画策定を行うことを提案する。

〈提案①〉

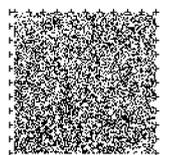
- *東京都は、都内の就労支援センター等の業務実態を把握するための調査を実施する。
そのうえで、区市町村障害者就労支援事業の支援内容について東京都としての統一の基準を具体的に明示する（対象となる方、支援内容、支援期間、人員配置等）。

〈提案②〉

- *就労支援センター等は、就労継続支援B型や生活訓練、生活介護といった日中活動系の障害福祉サービスを利用している方への就労支援を行うため、日中活動系事業所への日常的な「就労アウトリーチ」に取り組む。

〈提案③〉

- *区市町村障害者就労支援センターを始めとする東京都の就労支援施策について、よりわかりやすく具体的な情報を障害者等に伝えるため、現行の東京都ホームページの情報を大幅に更新し、各支援機関の特色や支援内容等を公開する。



Ⅱ. 職場定着率の成果目標について

第5期障害福祉計画では、国の基本方針「福祉施設から一般就労への移行等」の中で、「各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする」という新たな方針が打ち出されている。就労支援における就職後の定着支援は重要だが、現状では具体的にどの機関がどのように定着支援を担っていくのか明確になっていないところがある。また、上記の国の基本方針では同一の職場で1年以上働き続けることが「成果」とであるとみなされているところがあり、障害者のより多様な労働の場へのアプローチを支援する目標となっていない（例えば、適切な時期に転職を行うための「離職支援」こそが必要とされる場合もある）。

以上をふまえて、第5期障害福祉計画では以下の点を盛り込んだ計画策定を行うことを提案する。

〈提案①〉

*就労移行支援等の障害福祉サービスを利用せず、区市町村障害者就労支援センターやハローワーク等への相談・求職活動から直接就労にむすびつく方たちのことを想定して、職場定着率の目標を検討すること。その際、就労定着支援の担い手が具体的に誰になるのかということ東京都の就労支援体系の中で想定しておくこと。

〈提案②〉

*就労定着支援は、ひとつの職場で長く働き続けることだけを目標とするものではない目標設定にする。離職や転職といった障害者本人の労働の場におけるキャリアアップを包括的に支援することが「就労定着支援」の本位であると計画の中に明記する。

〈提案③〉

*働き続ける意欲をもつための最大の要因は、「働いて得た賃金で生活が成り立つ」ということである。現実問題として、障害者は「障害者雇用による賃金だけでは自立生活を送れない」という実態があることをふまえ、就労している障害者の賃金を始めとする所得状況を改善するための方策を東京都として検討する。

以上

